

過誤処理について

1. 過誤処理とは

事業者が国保連から既に支払いを受けた給付費の取消し及び再請求を行うことです。

国保連は保険者から委託を受けて、報酬の審査支払業務を行っています。過誤処理を行うときは、保険者（広域連合）に取消依頼の申立てを行い、保険者が了承したものが過誤として処理されてから、国保連に再請求できることになります。

2. 通常過誤と同月過誤

過誤処理には、通常過誤と同月過誤の2種類がありますが、原則は通常過誤です。同月過誤は、保険者等の指導などにより過誤処理件数が極端に増え、国保連からの給付費の支払いに影響を与える場合などに行います。同月過誤を行いたい場合は、事前に提出先となる広域連合支部に相談ください。

3. 過誤処理の流れ

- ①保険者に取消し依頼
- ②国保連より、過誤決定通知を受け取る
- ③国保連に再請求
- ④再請求分支払い

4. 提出書類（通常過誤、同月過誤ともに共通）

- ①過誤処理の依頼について（様式1）
 - ②（通常・同月）過誤申立書（様式2）
 - ③誤請求時の給付費明細書（※過誤の箇所に朱書きで訂正を明記すること）
- ※指導等による過誤調整（返還）の場合は、④の書類を①～③とあわせて提出
- ④過誤調整による介護報酬返還金の報告書（様式3）

5. 提出先及び提出方法

被保険者の保険者（市町村）を確認し、市町村を管轄している広域連合支部に、郵送または来所にて提出ください。また、提出内容の確認・処理は提出先支部で行っているため、提出期限等については提出先支部までお尋ねください。

6. その他注意事項

◎支払いが決定していない介護給付費明細書は、取り消すことができません。国保連合会から支払決定通知が来た後に取消依頼を行ってください。

◎提出書類に不備がないか、書類の記入内容及び添付書類をよく確認ください。不備等により処理が間に合わない場合は次の過誤審査になることがあります。

◎取消しは保険者に対して依頼します。広域連合構成市町村外の取消依頼は受け付けられませんので、保険証等により保険者を確認してから取消しを依頼してください。

書類の提出先

令和3年4月1日現在

支部（提出先）	構成市町村	保険者番号
粕屋支部 〒811-2501 糟屋郡久山町大字久原3168-1 粕屋医師会館広域施設3階 TEL 092-652-3111	宇美町	403410
	篠栗町	403428
	志免町	403436
	須恵町	403444
	新宮町	403451
	久山町	403485
遠賀支部 〒811-4392 遠賀郡遠賀町大字今古賀513 遠賀町役場横 車庫棟2階 TEL 093-291-5266	芦屋町	403816
	水巻町	403824
	岡垣町	403832
	遠賀町	403840
鞍手支部 〒823-0003 宮若市本城458-2 TEL 0949-34-5046	宮若市	402263
	小竹町	404012
	鞍手町	404020
朝倉支部 〒838-0802 朝倉郡筑前町久光951-1 めくばーる健康福祉館内 TEL 0946-21-8021	筑前町	404475
	東峰村	404483
うきは・大刀洗支部 〒839-1321 うきは市吉井町983番地1 るり色ふるさと館2階 TEL 0943-74-5355	うきは市	402255
	大刀洗町	405035
柳川・大木・広川支部 〒832-8555 柳川市三橋町正行431 柳川市役所三橋庁舎内 TEL 0944-75-6301	柳川市	402073
	大木町	405225
	広川町	405449
田川・桂川支部 〒825-0016 田川市新町18-7 田川自治会館内 TEL 0947-49-1093	田川市	402065
	香春町	406017
	添田町	406025
	糸田町	406041
	川崎町	406058
	大任町	406082
	赤村	406090
	福智町	406108
田川・桂川支部（桂川分室） 〒820-0606 嘉徳郡桂川町大字土居360 TEL 0948-65-1151	桂川町	404210
豊築支部 〒828-0021 豊前市大字八屋1702-5 TEL 0979-84-1111	豊前市	402149
	吉富町	406421
	上毛町	406462
	築上町	406470